



別紙様式3-1

提出先

寝屋川市

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算
実績報告書(令和 5 年度)

1 基本情報<共通>

フリガナ	カブシキガイシャカームネスライフ		
法人名	株式会社カームネスライフ		
法人所在地	〒 541-0056	大阪市中央区久太郎町1丁目8番9号 船場中央ビル4階	
フリガナ	コニシチカコ		
書類作成担当者	小西智佳子		
連絡先	電話番号	06-6265-1108	E-mail calmness@cocokaragp.com

【本実績報告書で報告する加算】 ※取得した加算について「○」、取得しない加算について「×」を選択すること。

<input type="radio"/>	介護職員処遇改善加算 (処遇改善加算)	<input type="radio"/>	介護職員等特定処遇改善加算 (特定加算)	<input type="radio"/>	介護職員等ベースアップ等支援加算 (ベースアップ等加算)
-----------------------	------------------------	-----------------------	-------------------------	-----------------------	---------------------------------

2 実績報告について<共通>

・ 2(2)(3)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。

I 【処遇改善加算】介護職員の賃金について、処遇改善加算による賃金改善所要額が、同加算の算定額以上であること

II 【特定加算】介護職員及びその他の職員の賃金について、特定加算による賃金改善所要額が、同加算の算定額以上であること

III 【ベースアップ等加算】介護職員及びその他の職員の賃金について、ベースアップ等加算による賃金改善所要額が、同加算の算定額以上であること

IV 【全加算】処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないこと。

(1) 加算額以上の賃金改善について(全体)

取得した加算の合計		
① 令和 5 年度の加算の総額	185,387,706	円
② 加算による賃金改善所要額の総額 (①の加算の総額以上であること)	185,591,632	円

(2) 加算額以上の賃金改善について(各加算の内訳)

	処遇改善加算	要件 I	要件 II	要件 III		
	○	特定加算	○	ベースアップ等加算		
	○	○	○	○		
① 令和 5 年度の加算の額	131,685,566	円	26,650,845	円	27,051,295	円
② 各加算による賃金改善所要額 (①の各加算の額以上であること)	^(a) 131,830,420	円	^(b) 26,680,161	円	^(c) 27,081,051	円

(3) 加算以外の部分で賃金水準を下げないことについて

① 令和 5 年度の加算の影響を除いた賃金額	^{(d)-(e)} 755,537,878	円	要件 IV
(ア) 本年度の賃金の総額	^(d) 941,129,510	円	
(イ) 本年度の加算による賃金改善所要額の総額(再掲)	^(e) 185,591,632	円	
② 前年度の加算及び独自の賃金改善の影響を除いた賃金額(①の額は②の額を下回らないこと)	^{(f)-(g)-(h)-(i)-(j)} 729,732,141	円	
(ア) 前年度の賃金の総額	^(f) 899,595,580	円	
(イ) 前年度の処遇改善加算の総額	^(g) 130,420,923	円	
(ロ) 前年度の特定加算の総額	^(h) 26,153,731	円	
(ハ) 前年度のベースアップ等加算の総額 (介護職員処遇改善支援補助金の総額を含む)	⁽ⁱ⁾ 13,288,785	円	
(ニ) 前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額	^(j) 0	円	

【記入上の注意】

- (a)~(c)には、処遇改善加算等による賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- (d)には、加算の配分対象とした全ての職員(介護職員及びその他の職種)の賃金の総額を記載すること。(処遇改善加算、特定加算、ベースアップ等加算の加算額を上回るために実施した賃金改善の所要額を含む額を記載すること。)
- (f)には、加算を取得する前年度(4月~3月)の実績値について、加算等の配分対象としたすべての職員(介護職員及びその他の職種)の賃金の総額を記載すること。(処遇改善加算、特定加算、ベースアップ等加算及び処遇改善支援補助金の加算等の金額を上回るために実施した賃金改善の所要額を含む額を記載すること。)ただし、職員構成が変わった等の事由により、例えば、本年度に入職(退職)した職員と同等の賃金水準の職員が前年度から在籍していた(いなかった)ものと仮定して計算するなどの方法により、今年度との比較に適した値に修正することが可能である。
- (g)~(i)には、加算を取得する前年度(4月~3月)の実績値について、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」「介護職員処遇改善支援補助金 支払額通知書」に基づき記載すること。ただし、(i)について、令和4年4月サービス提供分の介護職員処遇改善支援補助金の額は、令和4年5月審査分(2~4月サービス提供分)の額を3等分して推計すること。
- (j)の独自の賃金改善額とは、本実績報告書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算そのものの配分を除く。)をいうものであり、処遇改善加算等の加算額を超えて賃金改善を行った場合にはその金額も含む。(j)に計上する金額がある場合には、必ず「2(4) 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算の配分を除く賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。



(4)前年度の独自の賃金改善(処遇改善加算等の配分以外の独自の賃金額)

・ 2(3)②(オ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」に計上する場合は記載すること。

独自の賃金改善の具体的な取組内容	
独自の賃金改善額の算定根拠	

※初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算そのものの配分を除いた額を記載すること。

3 各加算の要件について

・ 3(1)(2)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「×」となる場合、加算取得の要件を満たしていない。

【特定加算】

- V 経験・技能のある介護職員(A)の特定加算による平均賃金改善額が他の介護職員(B)の平均賃金改善額より高いこと(A>B)
(ただし、介護職員間で経験・技能に明らかな差がない場合など、(A)を設定できない場合は、この限りではない。)
- VI 他の介護職員(B)の特定加算による平均賃金改善額がその他の職種(C)の平均賃金改善額の2倍以上であること(B≥2C)
(ただし、(C)の平均賃金が(B)の平均賃金を上回らない場合はこの限りではない)
- VII 特定加算による賃金改善の対象としたその他の職種(C)の改善後の賃金が年額440万円を上回らないこと
- VIII 経験・技能のある介護職員(A)のうち、特定加算を申請する事業所数につき1人以上は、賃金改善所要額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上であること

【ベースアップ等加算】

- IX 介護職員とその他の職種のそれぞれについて、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充てられる計画になっていること

(1)介護職員等特定処遇改善加算の要件について

	経験・技能のある 介護職員(A)	他の介護職員(B)	その他の職種(C)	
①特定加算による賃金改善を実施したグループ ※加算の配分対象としたグループに必ずチェック(✓)すること	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②一月当たりの常勤換算職員数	20.0 人	247.0 人		人
③特定加算による賃金改善所要額(年額)	25,018,983 円	1,661,178 円		円
④特定加算による平均賃金改善所要額(月額)	104,246 円	560 円	#DIV/0!	円
⑤特定加算による平均賃金改善所要額の比率 (グループごとの配分比率)	(186.00)	(1.00)	(#DIV/0!)	<input type="checkbox"/>
⑥他の介護職員(B)とその他の職種(C)の平均賃金額(月額) ※B≥2Cを満たさない場合のみ記入				円
(参考)特定加算による本年度の賃金改善所要額(総額・年額)		26,680,161 円		
⑦特定加算による賃金改善の対象としたその他の職種(C)のうち、改善後の賃金が最も高額となる者の賃金額(年額)				円 ← 要件Ⅶ
⑧経験・技能のある介護職員(A)のうち賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となった者の数		24 人		← 要件Ⅷ
⑨本計画書に記載した特定加算の取得を届け出た事業所数(短期入所系・総合事業の重複除く)		23 か所		
⑩「月額平均8万円の処遇改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由	<input type="checkbox"/> 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。 <input type="checkbox"/> 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。 <input type="checkbox"/> 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。 <input type="checkbox"/> その他 ()			
⑪①で(A)にチェック(✓)がない場合その理由				

※②には、グループごとの一月当たりの常勤換算職員数を直接記入すること。
 ※⑥及び⑦には、処遇改善加算、特定加算、ベースアップ等加算による賃金改善額を含む金額を記入し、⑧の後半部分(改善後の賃金が440万円以上)も同様の方法で人数を数えること。ただし、⑧の前半部分(月額8万円以上の改善)については、特定加算による賃金改善額のみで判断すること。

(2)介護職員等ベースアップ等支援加算の要件について

介護職員	i)ベースアップ等加算による賃金改善所要額	26,122,357 円			
	うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金改善所要額(年額)	17,543,447 円	(67.16) %	<input type="checkbox"/>	← 要件Ⅹ
その他の職種	ii)ベースアップ等加算による賃金改善所要額	958,694 円			
	うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金改善所要額(年額)	958,694 円	(100.00) %	<input type="checkbox"/>	← 要件Ⅹ
(参考)	ベースアップ等加算による賃金改善所要額(総額・年額)	27,081,051 円			

(3)職場環境等要件に基づいて実施した取組について<処遇改善加算・特定加算>

【処遇改善加算】

・届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)すること。全体で必ず1つ以上の取組を行うこと。

【特定加算】

・届出に係る計画の期間中に実施する事項について、必ず至少1つにチェック(✓)すること。複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」の6区分について、それぞれ1つ以上の取組を行うこと。※処遇改善加算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しない。

区分	内容
入職促進に向けた取組	<input type="checkbox"/> 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	<input type="checkbox"/> 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	<input type="checkbox"/> 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<input type="checkbox"/> 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する嗜欲吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
	<input type="checkbox"/> 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	<input type="checkbox"/> エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入
両立支援・多様な働き方の推進	<input type="checkbox"/> 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
	<input type="checkbox"/> 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
	<input type="checkbox"/> 有給休暇が取得しやすい環境の整備
腰痛を含む心身の健康管理	<input type="checkbox"/> 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
	<input type="checkbox"/> 介護職員の身体負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
	<input type="checkbox"/> 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
生産性向上のための業務改善の取組	<input type="checkbox"/> 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
	<input type="checkbox"/> 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
	<input type="checkbox"/> タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
やりがい・働きがいの醸成	<input type="checkbox"/> 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化
	<input type="checkbox"/> 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備
	<input type="checkbox"/> 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの醸成	<input type="checkbox"/> ミニデニング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	<input type="checkbox"/> 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
	<input type="checkbox"/> 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	<input type="checkbox"/> ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

(4)その他(やむを得ず配分比率を満たすことができなくなった場合等については、以下の欄に記載すること。)

※ 給与明細や勤務記録等、実績報告の根拠となる資料は、指定権者からの求めがあった場合に速やかに提出できるよう、適切に保管しておくこと。
 ※ 処遇改善加算・特定加算・ベースアップ等加算に関して、虚偽や不正があった場合には、支払われた介護給付費の返還や介護事業者の指定取消となる場合があるので留意すること。

実績報告書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 6 年 7 月 30 日 法人名 株式会社カムネスライフ
 代表者 職名 代表取締役 氏名 鉄村英樹

(確認用) 提出前のチェックリスト

- ・以下の項目に「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。
- ※空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

2 実績報告について<共通>		
	処遇改善加算による賃金改善の所要額が加算額以上であること	<input type="radio"/>
(2)	特定加算による賃金改善の所要額が加算額以上であること	<input type="radio"/>
	ベースアップ等加算による賃金改善の所要額が加算額以上であること	<input type="radio"/>
(3)	処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないこと	<input type="radio"/>

3 各加算の要件について		
	法人で設定したA:Bの配分比率が要件(A>B)を満たしていること	<input type="radio"/>
	法人で設定したB:Cの配分比率が要件(B≥2C)を満たしていること	<input type="radio"/>
	「賃金改善を実施するグループ」の選択方法が適切であること	<input type="radio"/>
(1)	特定加算による賃金改善の対象とするCの職員の改善後の賃金が年額440万円を上回らないこと	<input type="radio"/>
	Aの職員のうち、特定加算を申請する事業所数につき1人以上は、賃金改善所要額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上であること(短期入所・総合事業での重複を除く)	<input type="radio"/>
	「賃金改善を実施するグループ」でAを選択していない場合に、その理由を記載していること	<input type="radio"/>
(2)	介護職員について、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充てられる計画になっていること	<input type="radio"/>
	その他の職種について、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充てられる計画になっていること	<input type="radio"/>
(3)	処遇改善加算のみ取得する場合に、全体で1つ以上の取組が選択されていること	<input type="radio"/>
	特定加算も取得する場合に、6区分ごとにそれぞれ1つ以上の取組が選択されていること	<input type="radio"/>

別紙様式3-2 介護職員処遇改善実績報告書・介護職員等特定処遇改善実績報告書・介護職員等ベースアップ等支援加算実績報告書(施設・事業所別個表)

法人名 株式会社カームスライフ

本年度の加算の総額[円]	
処遇改善加算	131,685,566
特定加算	26,650,845
ベースアップ等加算	27,061,295

【記入上の注意】

・本表に記載する事業所は、計画書の「別紙様式2-2」、「2-3」及び「2-4」に記載した事業所と一致しなければなりません。事業所の数が多く、1枚に記載しきれない場合は、適宜、行を追加すること。

介護保険事業所番号	指定権者	事業所の所在地		事業所名	サービス名	処遇改善加算		特定加算		ベースアップ等加算	
		都道府県	市区町村			算定する加算区分	本年度の加算の総額[円]	算定する加算区分	本年度の加算の総額[円]		経験・技能のある介護職員のうち月平均8万円以上又は年額440万円以上[人]
1	大阪市	大阪府	大阪市	グループホームここから加島	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	加算 I	9,669,531	特定 II	2,003,975	3	2,003,975
2	大阪市	大阪府	大阪市	グループホームここから新森公園	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	加算 I	6,167,104	特定 II	1,277,479	1	1,277,479
3	大阪市	大阪府	大阪市	グループホームここから加島 II	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	加算 I	6,475,506	特定 II	1,341,925		1,341,925
4	大阪市	大阪府	大阪市	グループホームここから中川西	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	加算 I	6,320,290	特定 II	1,309,715	1	1,309,715
5	大阪市	大阪府	大阪市	グループホームここから上新庄	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	加算 I	9,577,601	特定 II	1,984,174	1	1,984,174
6	大阪市	大阪府	大阪市	小規模多機能型居宅介護ここから上新庄	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	加算 I	4,783,839	特定 II	562,378	1	797,213
7	大阪市	大阪府	大阪市	グループホームここから西淡路	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	加算 I	9,567,687	特定 II	1,988,668		1,998,668
8	堺市	大阪府	堺市	グループホームここから百舌鳥西之町	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	加算 I	5,673,248	特定 II	1,270,819	2	1,270,819
9	堺市・松原市	大阪府	堺市	グループホームここから堺たんぼほ村	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	加算 I	6,127,320	特定 II	1,269,944		1,269,944
10	堺市	大阪府	堺市	グループホームここかららだ東湊	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	加算 I	5,748,268	特定 II	1,190,691	3	1,185,853
11	豊屋川市	大阪府	豊屋川市	グループホームここから高宮	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	加算 I	6,086,212	特定 II	1,255,249	2	1,255,249
12	豊屋川市	大阪府	豊屋川市	グループホームここから木元元宮	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	加算 I	6,286,563	特定 II	1,296,514	1	1,296,514

13	2790300301	寝屋川市	大阪府	寝屋川市	グループホームここから 木元高テイクサービス	(介護予防)認知症対応型 通所介護	加算 I	0	特定 II	0	0	
14	2790300061	寝屋川市	大阪府	寝屋川市	小規模多機能型居宅介 護ここから木田元居	(介護予防)小規模多機能 型居宅介護	加算 I	5,843,950	特定 II	687,049	1	974,147
15	2794200200	茨木市	大阪府	茨木市	グループホームここからさ くら苑南森木	(介護予防)認知症対応型 共同生活介護	加算 I	6,189,689	特定 II	1,492,709	2	1,375,398
16	2791600154	吹田市	大阪府	吹田市	グループホームここから 南千里	(介護予防)認知症対応型 共同生活介護	加算 I	6,224,330	特定 II	1,289,479		1,289,479
17	2794000022	豊中市	大阪府	豊中市	グループホームここから 緑地公園	(介護予防)認知症対応型 共同生活介護	加算 I	6,268,046	特定 II	1,298,931	2	1,298,931
18	2794000774	豊中市	大阪府	豊中市	グループホームここから 緑地公園	(介護予防)認知症対応型 通所介護	加算 I		特定 II		2	
19	2793200011	守口市	大阪府	守口市	グループホームここから 大枝公園	(介護予防)認知症対応型 共同生活介護	加算 I	6,303,944	特定 II	1,306,363	1	1,306,363
20	2795000054	東大阪市	大阪府	東大阪市	グループホームここから 吉田本町	(介護予防)認知症対応型 共同生活介護	加算 I	6,027,419	特定 II	1,248,720	1	1,249,386
21	2774600726	柏原市	大阪府	柏原市	グループホームここから 柏原	(介護予防)認知症対応型 共同生活介護	加算 I	6,079,385	特定 II	1,259,317		1,259,317
22	2893000147	尼崎市	兵庫県	尼崎市	グループホームここから 尼崎小田	(介護予防)認知症対応型 共同生活介護	加算 I	6,305,634	特定 II	1,306,746		1,306,746
23	2893000147	尼崎市	兵庫県	尼崎市	グループホームここから 尼崎小田	(介護予防)認知症対応型 通所介護	加算 I	0	特定 II	0		0